

表 給与の本国送金に関する規制変更のポイント

項目	通達発出前	通達発出後(2021年12月27日以降)
対象者	BIDA、BEPZA、BEZA等の管轄庁から承認された雇用契約に基づき、 バングラデシュで給与を得る外国人居住者	
制度の要点	(1) 駐在終了時に、バングラデシュ国内口座の残高を本国口座に送金可能 ※中央銀行からの事前許可は原則必要無し (2) バングラデシュで受ける税引き後(ネット)の月額給与の内、毎月75%を本国に居住する家族向けとして、当該者の本国口座に送金可能	(1) 駐在終了時に、国内口座の残高を本国口座に送金可能 ※中央銀行からの事前許可は原則必要無し また、バングラデシュで受ける税引き後(ネット)の月額給与の内、 (2) 80%は随時、本国に居住する家族向けとして、当該者の本国口座に送金可能 (3) 残り20%は、会計年度の終了時(原則として6月)に、税務当局による監査完了の証明書を元に、本国口座に送金可能 (4) 上記(2)および(3)の目的のため、当該送金を雇用主の外貨口座から行うことも可能とする
備考	(1) 市中銀行は、当該送金に係るデューディリジェンスを行う責任を有し、バングラデシュ中央銀行に必要な報告を行うこととする。 (2) 上記の「家族」は妻と子供のみを指す。	

(出所) バングラデシュ中央銀行